

令和2年度原子力規制委員会
第23回会議議事録

令和2年9月9日（水）

原子力規制委員会

令和2年度 原子力規制委員会 第23回会議

令和2年9月9日

10:30～12:20

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：令和元年度実施施策に係る政策評価書、令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び規制の事後評価書について（案）
- 議題2：国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構令和元年度の業務の実績に関する評価について（案）
- 議題3：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構令和元年度業務（原子力規制委員会共管部分）の実績に関する評価について（案）
- 議題4：日本電気協会の「原子炉圧力容器に対する供用期間中の破壊靱性の確認方法」及び「フェライト鋼の破壊靱性参照温度 T_0 決定のための試験方法」に係る技術評価の結果について
- 議題5：令和2年度第1四半期における専決処理について

○更田委員長

それでは、第23回原子力規制委員会を始めます。

最初の議題は、「令和元年度実施施策に係る政策評価書、令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び規制の事後評価書について（案）」、説明は黒川政策立案参事官から。

○黒川長官官房政策立案参事官

説明いたします。

資料1の1ページ目を御覧いただきまして、今回、四つの資料を決定いただくというものでございます。

別添1、別添2とございますのが、令和元年度、昨年度の政策評価でございます。別添1というのが政策評価の本体でございます、「別添2」とありますパワーポイントのものが概要となります。別添3が令和2年度、本年度の事前分析表、本年度の政策の目標値みたいなものを掲げたものでございます。最後の別添4が「規制の事後評価書（簡素化）」とありますけれども、規制の事後評価というものでございます。

別添1、別添2、別添3につきましては、既に本年3月にマネジメントレビューの形で見ていただいたものを、改めて政策評価という形で決定いただくというものになってございます。その前提で、簡単に御説明させていただきます。

例として、3ページ辺りから見ていただきまして、この政策評価書というのはエクセルで作ってある様式（別添1）が本体となりますけれども、政策の進捗状況などが書かれておりまして、基本的にこの中身は、本年3月のマネジメントレビューで見ていただいたものから若干の時点修正だけがされたものとなります。

4ページの一番下に「評価・分析」という欄がございます。二つ目のパラグラフに「ただし、以下の点については今後の課題として考慮」と書いてある部分がございます、例えば、「ホームページの利用のしやすさ」といったことが書かれてございますけれども、これは本年3月のマネジメントレビューの際にこの場（原子力規制委員会）で御指摘頂いたものでございまして、それは今後の課題という形で書いてあると。基本こういう構造でございまして、本年3月の時点で見えていただいたものに、その場（原子力規制委員会）で御指摘頂いたことが今後の課題として記載されているというのが政策評価書の本体（別添1）ということになります。

その前提で、全体の概要を説明させていただきます。21ページからパワーポイントの資料がついてございます。（令和元年度実施施策の）「政策評価の概要（案）」という横置きのパワーポイントのものでございます。

23ページでございますけれども、各施策目標の評価結果についてということで、S、A、B、C、Dとありますが、Aが目標を達成できている、Bは相当程度進展があるけれども若干課題ありという評価になってございます。基本的にAが多くなってございまして、Bが、Ⅲ. の福島第一原子力発電所事故の廃炉と、Ⅳ. の安全確保に向けた技術・人材の基

盤の構築というところで、2項目だけBがついてございますけれども、これは新型コロナウイルス対策の影響や、東京電力側の検討の事情によってそうなっているというものもございます。

概要（の中身）は次のページ以降でございますけれども、これは先ほど申し上げましたように、本年3月の時点で御議論いただいたものが評価の概要というところを書いてございまして、「【今後の課題】」というところに、そのときにこの場（原子力規制委員会）で御指摘頂いたものが書いてあるという構造になってございます。

中身については、説明は省略させていただきたいと思っております。

次、31ページからが政策評価の事前分析表となっております。これが今年度の政策の目標などが掲げられたものでございまして、様々な数値目標などが掲げられております。これも本年3月の時点で見えていただいたものとなります。

最後に、49ページからが、「規制の事後評価書（簡素化）」と書いてございますけれども、これもまた制度的にやることになっておるものでございまして、規制を作った場合、作る時に事前評価というものをやるのですけれども、5年たった時点で改めて事後評価もするというのがルールになってございまして、今回はそれをやるというものでございます。

対象になってございますのが、49ページの一番上のところです。「原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令」というものでございまして、平成25年、今から7年前に改正したものでございます。東京電力福島第一原子力発電所事故を受けまして、原子力防災管理者による異常な事象の通報基準や緊急事態宣言の判断基準が、その時点までは1時間あたり500マイクロシーベルトだったものを、5マイクロシーベルトと改めたというものでございます。当時も事前評価をしたものを、7年たって事後評価するというものになってございます。

当然でございますけれども、その後、そのような事故は起きておりませんので、なかなか評価は難しいところがございまして、（1時間あたり）500（マイクロシーベルト）から5（マイクロシーベルト）に改めた時点から特に事情の変更はないので、特に問題は生じていないといった評価になってございます。

すみません、1点説明を飛ばしました。政策評価の説明に戻っておりますけれども、57ページに参考資料1がついてございまして、これが政策評価懇談会というものにおいて、政策評価について御議論いただいたものでございます。政策評価懇談会というのは各役所でそれぞれ置いておるものでございまして、夏頃（本年7月3日）に（政策評価）懇談会を開催しまして、御指摘を受けて、それを政策評価の方に反映するというルールになっておるものでございます。

どういう御指摘を頂いたかということをお紹介させていただきますと、57ページの一番上のポツ（黒マル（●））です。例えば一番上の項目で、新型コロナウイルスや新技術等の状況変化、環境変化があれば、そういうものを書くべきだということで、コロナウイル

スの影響も若干ございましたので、そういったことは追記するような形に対応してございますということ。

あるいは、二つ目の黒マル、令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表の方でございますけれども、これはずっと課題として残り続けているものですが、目標の在り方みたいな話は指摘を受けてございまして、アウトプット目標とアウトカム目標の区分けが曖昧なので、なぜこれをアウトプット目標にするのですかみたいなことを書くべきであるということとか、定量指標が「0」（ゼロ）か「1」、例えば原災法（原子力災害対策特別措置法）に基づく通報事象が生じないことみたいなことを目標にしていますと、定量指標が当然「0」か「1」で、ほとんど当然「0」だよみたいな話で、それが目標であるべきなのですかみたいな御指摘も受けています。それは永遠の課題ではございますけれども、引き続き、よい指標は検討していくということかと思っております。

あとは三つ目の箱（表の行）のところで、評価のときに、目標設定時に想定した環境は想定どおりであったか、目標は適切であったかといった、そもそも目標自体が妥当だったのかみたいなことも含めて評価をしていくべきであるみたいなことを御指摘頂いています。ごもっともでありますので、そういった評価をしていきたいと思っております。

ざっとこういった指摘を受けておるということを紹介させていただきます。

説明は以上でございます。

○更田委員長

御意見、御質問はありますか。

特に御意見がなければ、別添1から4の令和元年度実施施策に係る政策評価書及びその概要、それから令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表並びに規制の事後評価書について、事務局案のとおり決定したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○更田委員長

ありがとうございました。

それでは、令和元年度実施施策に係る政策評価書及びその概要、それから令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表並びに規制の事後評価書について、事務局案のとおり決定します。ありがとうございました。

二つ目の議題は、「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構令和元年度の業務の実績に関する評価について（案）」。説明は小野放射線防護企画課長から。

○小野長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の小野でございます。

資料2に基づきまして、御説明いたします。

まず、「1. 趣旨」でございますが、独立行政法人通則法などに基づきまして、原子力規制委員会と文部科学省はQST（量子科学技術研究開発機構（量研機構））の令和元年度業務の実績評価を実施するという事になってございます。

そのうち、原子力規制委員会と（文部科学省の）共管部分に関します原子力規制委員会の評価につきまして、別添1で添付してございますが、原子力規制委員会国立研究開発法人審議会（審議会）の意見を踏まえまして、以下の2. のとおり決定したいと思っております。そういうことで、本日お諮りするということでございます。

また、共管する事項の評価につきましては、所管する主務大臣間で協議するなど、各主務大臣が連携して評価を行うことになってございます。

参考ということで、文部科学省の評価の状況を添付してございますが、これを踏まえ、主務大臣、これは原子力規制委員会と文部科学大臣でございますが、主務大臣による評価につきましては、別添2、QSTの令和元年度におけます業務の実績に関する評価案でございますが、原子力規制委員会との共管部分を抜粋したものでございますけれども、これについて決定いただきたく、お諮りするものでございます。

下の2. を御覧いただきたいと思っております。「（1）総括説明」でございますが、この表の縦軸は、共管部分の評価単位ということで、評価単位3が「放射線影響・被ばく医療研究」、評価単位6というのが「研究開発成果の普及活用、国際協力や産学官連携の推進及び公的研究機関として担うべき機能」ということで、昨年度、この評価単位6につきましては全体の評価しか示してございませんでしたので、原子力規制委員会でお約束したとおり、これにつきましては補助評定ということで、六つに分解してございます。

この黄色の網かけをした部分が、文部科学省と原子力規制委員会の共管部分ということでございます。一方で、表の横軸の方は（一番左が）文部科学省の評価結果ということで、文部科学省国立研究開発法人審議会の評価の結果でございます。その右の「審議会評価結果」というのが、原子力規制委員会国立研究開発法人審議会の評価の結果でございます。その（右にある）「規制委員会評価（案）」、「主務大臣による評価（案）」の二つを本日決定いただきたいというものでございます。

まず、一番上の評価単位3、「放射線影響・被ばく医療研究」につきまして、文部科学省、原子力規制委員会の審議会の評価結果はいずれもAということでございますので、原子力規制委員会、主務大臣による評価案につきましてはAとしたいと思っております。

その下の評価単位6でございますが、文部科学省の評価結果はBでございます。原子力規制委員会の審議会の評価結果はAでございます。これにつきまして、原子力規制委員会の評価結果としてはAとしたいと思っておりますが、主務大臣による評価案につきましてはBと示してございます。この理由につきましては、後ほど御説明したいと思います。

その下でございます。補助評定6-1は文部科学省単独でございますので、その結果がそのまま入るということでございます。

その下の補助評定6-2、「原子力災害対策・放射線防護等における中核機関としての機能」につきましては、文部科学省の評価はbでございましたが、原子力規制委員会の審議会の評価結果はaでございます。原子力規制委員会の評価としてはa、主務大臣による評価としてもaとしたいと思っております。

その下、補助評定6-3、「福島復興再生への貢献」でございます。これも文部科学省の評価はbでございましたが、原子力規制委員会審議会の評価結果はaでございます。これにつきまして、原子力規制委員会の評価案としましてはa、主務大臣による評価案としてはaとしたいと思っております。

その下の補助評定6-4、「人材育成業務」でございます。文部科学省の評価はbでございましたが、原子力規制委員会の審議会の評価結果はaでございます。原子力規制委員会の評価案としてはaとしたいと思いますが、主務大臣による評価案としてはbということをご提案してございます。

その下、補助評定6-5、6-6につきましては、文部科学省単独でございますので、その結果がこのまま入るということでございます。

評価単位6の全体評定としては、ここで示すとおり、全体としては6つありますが、そのうちAが二つということございましたので、「主務大臣による評価（案）」はBとしてございます。

続いて、次の2ページを御覧いただきたいと思います。これが少し内容のところに入りますが、評価単位3、「放射線影響・被ばく医療研究」については評点Aということでございます。幾つか評価すべき実績ということで、定性的な実績ということでポツ（・）の一つ目でございますが、放射線影響研究では、ゲノム技術などによるメカニズム解析においてラットの腎がんにおいても放射線がもたらす固有な欠失異常が特異的な放射線の痕跡とした成果は今後の発展によっては低線量放射線影響のリスク推定を行う上で重要な知見となるであろうという意見がありました。

ポツの四つ目でございますが、土壌内の放射性核種の移行を評価するトレーサー実験の課題を解決する交換性カルシウム量による補正法はIAEA（国際原子力機関）テクニカル文書で採用されたことで世界標準となるといった評価を頂いてございます。

今後の課題・指摘事項で、ポツの一つ目でございますが、低線量・低線量率の放射線影響研究とその防護につながる評価手法・技術・データベース構築などは、学術的成果だけでなく国際的な動きに対応することでより大きなインパクトをもたらす可能性がある。一つ（一文）飛びまして一番下の行ですが、低線量・低線量率の放射線影響研究は社会的にも高い関心を持って注目されていることから、全体の放射線影響研究の戦略の中で研究進捗の分かりやすい社会への説明が行われることで国の研究費の獲得にもつながると期待されるといった御意見がございました。

その下、評価単位6でございますが、これは評定はBでございました。

次のページを御覧いただきたいと思います。4ページの一番上のポツでございますが、これが文部科学省との共管の部分でございます。「原子力災害対策・放射線防護等における中核機関としての機能」における文部科学省の所掌においては、過去の統計データの管理や基盤的研究開発を着実に実施したものと考えると。また、原子力規制委員会の所掌においては、高度被ばく医療支援センターでの活動及び全国の原子力災害医療研修の情報を

一元的に管理する「被ばく医療研修管理システム」を構築したことが年度計画を上回る成果と考えられる。

その下、「福島復興再生への貢献」における文部科学省の所掌におきましては、福島再生に向けて、福島県や福島県立医科大学とも連携しまして、QSTの強みを生かして、必要な調査研究を実施しており、年度計画に沿って着実に実施したものと考えられる。また、原子力規制委員会の所掌においては、福島県民の被ばく線量評価事業の実施や放射線物質の環境中での動態調査について、年度計画を上回る成果と考えられる。

その下の「人材育成業務」における文部科学省の所掌におきましては、リサーチアシスタントの雇用や各種研究員の受け入れ、サマースクールの開催等によって着実に実施したものと考えられる。また、原子力規制委員会の所掌においては、既存の放射線防護各課程の受講希望する学生を拡大するため、新たに理科系教員向け研修を設置したこと等については、年度計画を上回る成果と考えられる。これらを総合的に勘案した結果、当該補助評価としては、着実な運営を行ったものと考えられるといったものでございます。

あと、個別のところ、一番下の補助評価6-2、「原子力災害対策・放射線防護等における中核機関としての機能」は補助評価はaでございます。

5ページでございますけれども、評価すべき実績として、定性的な実績のポツの一つ目でございます。「基幹高度被ばく医療支援センター」に指定され業務を本格的に開始したことに加えてということで、その下、3行目に、2019年度は同センターの中心的先導的役割を強化するためのシステム構築と新たな計画の策定を行っており、同センターが担うべき機能として多くの社会活動に参加・実施し、年度計画を大きく上回る成果を得たと評価できるといった御意見でございました。

今後の課題・指摘事項として、今後は「被ばく医療研修管理システム」の運用が実践段階になるため、研修者に利便性とインセンティブを与えることができる有効な活用が期待されるというものでございました。

補助評価6-3、「福島復興再生への貢献」、これは補助評価はaでございます。

次の6ページを御覧いただきたいと思っております。評価すべき実績として、定性的な実績のポツの一つ目でございますが、福島復興再生への貢献では、福島県民の外部及び内部被ばくの線量推計の支援、放射性物質の環境動態の解析、国際機関と連携した情報発信等で、年度計画を達成する着実な成果が認められるというものでございました。

今後の課題・指摘事項として、ポツの二つ目でございますが、福島復興再生への貢献は、我が国の課題でもあり、線量推計等の量研機構の特徴を活かした長期的な支援が期待されるということでございます。

補助評価6-4、「人材育成業務」は、補助評価はbでございます。

6ページの一番下から3行目でございますが、文部科学大臣が所掌する事項におきましては、着実な業務運営が認められるb評価、次の7ページでございますが、規制委員会の所掌する事項においては、顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる

a 評定、これらを総合的に検討した結果、b 評定が妥当と判断したということでございます。

これにつきまして、評価すべき実績としては、定性的な実績のポツの三つ目でございますが、「QSTリサーチアシスタント制度」を運用しまして、大学院生41名を雇用するとともに、研究員・実習生など計267名を受け入れたと。理科教員への生涯教育や原子力・放射線の社会における重要性、防護安全と科学としての関心を惹起させることを目的とした研修を新たに開始したという意見でございました。

今後の課題・指摘事項ということで、ポツの一つ目でございますが、人材育成については「社会のニーズにあった人材育成業務が実施できているか」という評価軸に照らすと、活動の全体像が数に依存しているため、その質についての評価ができない、あえて改善を期待するために計画を上回る成果と評価しなかったという意見がございました。

ポツの二つ目でございますが、人材育成では年度計画を上回る多くの活動を実施していることは評価できる、しかし、多くの人材育成活動に従事したことを強調することよりも、これまでの人材育成の課題をどのように乗り越えてきたのか、新しい課題は何かなどを明確になる活動をしていることが評価されるべきであり、これらの視点からどのような成果が創出したのかが分かる成果を期待したいといった指摘を頂いてございます。

今回、この人材育成事情につきまして、文部科学省と調整をしたわけでございますが、まず原子力規制委員会の審議会におきましては、結果としてはA評定でございましたが、3人の(審議会の)委員の方のうち、お二人はAでお一人がBということがございました。こういった内容も勘案して、文部科学省と調整いたしました。

それから、この人材育成事業全体で6個程度の大きな枠組みに分けられますが、そのうち、原子力規制委員会が担当している部分が二つということでございました。そういった観点で調整してまいりましたが、この人材育成事業につきましては、今年度はb評定とさせていただきますということでございます。

続きまして、8ページを御覧いただきたいと思います。今後の予定でございますが、本評価の結果、QSTの令和元年度におけます業務の実績に関する評価を主務大臣、(すなわち)文部科学大臣及び原子力規制委員会からQSTへ通知するとともに、公表するというようにしたいと思います。

説明は以上でございます。

○更田委員長

御意見、御質問はありますか。

伴委員。

○伴委員

今回から補助評定をつけていただいたことで、内訳が明確になったので、議論がしやすくなったと思います。その点ではよかったと思います。

その上で、我々が所掌するところでは、人材育成業務がbになったというところがどう

しても気になります。もちろんbというのは、計画どおりやっているということなので、決して悪い評価ではないというのは理解しておりますけれども、やはりaに比べれば見劣りするという形になってしまいます。

なぜこういう評価になったかということも理解はしますし、それは7ページの下半分に書いてあるとおりなのだと思いますが、一方で、人材育成というものを研究なんかと同じように評価できるのかというのはやはりあると思うのです。研究に関しては、成果を出して、特に新しいことに取り組んでいけば、それはもうaを出しやすいですけれども、人材育成というのは、何か新しいことをいつもやっていけばいいわけではないですし、本当に着実にニーズに答えているのかどうかというところが求められるわけですから、このやり方だとなかなかaはつかないだろうと思うのです。だから、この分野で一生懸命頑張っている人たちに対して、気の毒なのではないかという気はどうしてもいたします。

それは恐らく文部科学省としても、研究と教育を同じように評価できないというのはよく御存じのはずなので、人材育成業務に関する評価の在り方を今後考えていく必要があるのではないかなど、コメントとして。

○更田委員長

ほかにありますか。

事務的な質問ですが、今後、評価結果がまとまる際に、資料の2ページから7ページに至るものの記述は、後ろに参考として示されている文部科学省の評価結果に対して、がっちゃんこ（統合）されるわけですね。そのときに、何かこの記述に対して操作はあるのか、これがそのまま足される形になるのか、どちらなのか。

○小野長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の小野でございます。

基本的にこのままの文章が入る予定でございます。これは添付しております別添2でございますが、通しで言いますと21ページでございますが、これの29ページを見ていただきますと、評価単位3の部分でございますが、この一番右の欄に「主務大臣による評価」というのがございます。ここに記載されているというものを抜き出したものでございます。

これらにつきまして基本、修正はございませんが、てにをは程度の修正はあり得るものと考えてございます。

○更田委員長

例えば補助評価6-4で、通しの13ページには、「文部科学大臣が所掌する事項に関する評価」と黒マル（※正しくは、黒四角（■））でなっているわけです。（最終的な資料には）これに続いて（黒マル（※正しくは、黒四角））を置かれて、「原子力規制委員会が所掌する事項に関する評価」というのが、同じ補助評価に対して列記される。だから、補助評価に対してさらにMEXT（文部科学省）分とNRA（原子力規制委員会）分が並列して書かれるということでしょうか。

○小野長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の小野でございます。

そのとおりでございます。

○更田委員長

そうすると、補助評価としては、補助評価6-4はbになるわけけれども、文部科学省所掌分に関してaで、原子力規制委員会所掌分に関してaというのは出てこないのか。

○小野長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の小野でございます。

通しの65ページを御覧いただきたいと思います。一番右の欄を見ていただきますと、上から8行目のところに「また、」とありまして、「原子力規制委員会の所掌する事項」うんぬんとありまして、a評定と。これらを総合的に判断してbと書かれてございます。

○更田委員長

要するに、すごく隅に出てくるのですね。

○小野長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

そのとおりでございます。

○更田委員長

ただ、補助評定6-4にしても、最終的な主務大臣による評価がbとされていても、結局、文部科学省分はbと評価するよ、NRA分はaと評価するよ、それを足し合わせてbなのだよというのが分かるようになっているならば、これは別に両（省庁の）所掌分を調整して、総合評定がどうだというよりも、並列されているわけだから、現場には伝わる形になっているのだと思いますので、総合評定がどうなるかということは余り本質的ではないですね。

記述が変わらないこと、要するにてにをは程度という話でしたけれども、これがこのまま載るのであれば、異存はないと私は思っています。

ほかによろしいでしょうか。

田中委員。

○田中委員

補助評価6-4のところでございますけれども、7ページに今後の課題・指摘事項があって、二つ目のポツに書いてあるこれまでの人材育成の課題をどのように乗り越えてきたのか等々、ここで書いているような課題・指摘というのは大変重要な観点だと思います。

こういうふうなことを書いて、これは「期待する。」（※正しくは、「期待したい。」）ですから、来年度の評価のときに、別にこれは参考とするものではないのですね。あるいは、これをどこまでやったかどうかをもって判断するものではない、単に期待しているということですね。（事務局首肯）

それでも、ここに書いていることは大変重要だと思います。

○小野長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の小野でございます。

今年度の評価でこういった御指摘を頂きましたので、こういった視点でも、逆に自己評価をQSTにさせていただいた上で、我々、評価の方にそれをつなげていきたいと思っております。

また、伴委員から御指摘があったように、これが毎年こういうことであれば、新しいものを生み出していかなければいけないという部分にもつながる可能性があります、それは必ずしも同じ教育、研修を繰り返すということの重要性もありますので、ただ、マンネリ化してはいけませんので、課題が出てくれば、その課題をきっちり解消して、いいものにつなげていくという活動は必要だと思っておりますので、こういった視点で評価をしたいと思っております。

以上でございます。

○更田委員長

ほかにありますか。

よろしければ、「別添2」の国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の令和元年度における業務の実績に関する評価について、原子力規制委員会としての評価、それから共管部分の主務大臣による評価を事務局案のとおり了承したいと思っておりますが、よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○更田委員長

それでは、そのように決定します。ありがとうございました。

三つ目の議題は、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構令和元年度業務（原子力規制委員会共管部分）の実績に関する評価について（案）」です。説明は遠山技術基盤課長から。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課長の遠山です。

本日は、令和元年度の日本原子力研究開発機構、（すなわち）JAEA（原子力機構）の業務の実績の評価について、御報告（して）、御了解を頂きたいと思っております。

対象としております部分は、原子力規制委員会が共管部分としている部分で、安全研究センター及び原子力緊急時支援・研修センターであります。

この評価につきましては、資料3の5ページから約30ページにわたっての評価書の案がございますが、この評価書の右端の欄に、主務大臣の評価を記載してございます。これについては、後ほど要点を御説明いたします。

また、この評価をするに当たりまして審議会を設けまして、3名の外部有識者の方の意見をお聞きし、参考としております。この意見については、別添として35ページに載せてございます。御参考としてください。

それでは、今回御提案する評価の概要について、御説明します。

まず、2-1、全体の評定はAでございます。

評定自身は、SからDまでの5段階となっておりますが、Aとした理由ですけれども、総合的に勘案した結果、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出あるいは将来的な成果の創出の期待が認められるというものであります。

具体的な評価の内容ですが、全体として、まず6つの評価軸について評価を行いました。

最初の評価軸①は、業務の実効性・中立性・透明性の確保に関するものですが、まず、原子力の安全規制行政あるいは原子力防災への技術支援に当たりまして、中立性・透明性の確保に十分取り組んでいると認めております。

また、職員を8名採用し、人員強化が着実に進められている。資金を活用して、幾つかの装置を用いた試験が実施され、安全研究を着実に進めております。

2番目の評価軸として、安全を最優先として取組を行っているか。これについては、特に大きな問題はなく、安全を最優先とした取組が行われていると認められます。

三つ目の評価軸は、人材育成の観点ですが、令和元年度の間原子力規制庁から幾つかの形態を用いて、合計12名の人員を受け入れて、共同研究などを通して原子力規制に関わる人材の育成の強化が図られていると認められます。

また、若手の研究者には積極的に外部発表の機会を与え、更に大学などとの人材交流や連携も強化されております。

四つ目の評価軸が、安全研究の成果が高い水準であるかどうかということですが、これにつきまして、主な例ですけれども、耐震解析技術の高度化に必要となる地震加速度のデータを取得する大規模な観測システムをHTTR（高温工学試験研究炉）に整備し、これについては将来的な成果の創出が期待できます。

また、燃料デブリの基礎的な臨界特性データベースを拡充し、臨界計算を行う手法を高度化開発しております。これは福島第一原子力発電所の廃止措置に向けた燃料デブリの臨界管理において、技術基盤の強化に結びつくと考えております。

論文は全体で96報、そのうち査読付論文が78報公表しておりまして、学会等の表彰も8件受賞するなどして、成果の創出が十分認められると考えています。

評価軸の5番目は、このような技術的な支援や安全研究が規制のニーズに合致しているかという点でございますが、原子力規制委員会が安全研究の実施方針（今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針）として打ち出した22件の研究をこのセンターが研究として受託しておりまして、正に規制機関のニーズを踏まえた業務が行われております。

また、学協会の規格への技術評価に大きく貢献する、あるいは、燃料の基準の改定案を独自に検討するなどの取組も貢献として認めております。

六つ目の評価軸は、原子力防災に関するものです。これが規制機関、行政機関のニーズに適合しているかという点ですが、防災に関しては、多様な研修プログラムの開発や研究などを通して、原子力防災に関する体制や対策の強化に大きく貢献をしていると認めております。

また、帰還困難区域の放射線量率や被ばく線量を実測し、特定復興再生拠点区域の先行解除の判断にも貢献したという点で、顕著な成果が認められると考えています。

今後の課題あるいは指摘として4点ほど挙げておりますが、おおむね令和元年度の研究は安全規制のニーズに合致していると認められますけれども、引き続き、その視点を持ち、また外部の組織との連携も強化をして、継続して行っていただきたいと考えます。

2番目に、安全研究については、特に燃料デブリの部分で臨界計算手法の整備など成果がありましたけれども、試験の計画については遅延が発生しておりまして、残された期間で可能な限りの試験実施の取組を求めたいと考えています。また、現場のニーズをしっかりと踏まえて研究を進めていただきたいと。

三つ目に、研究の成果を論文で発表しておりますけれども、これはもう少し増やしていただくのがよろしいのではないかと考えています。

4番目は研究費の予算や決算がどのように行われているかということですが、資料の39ページに令和元年度の実績としての予算、40ページからは決算の内容が報告されております。これらの研究資源の維持、増強の状態を見ますと、研究費あるいは人員は微増ではありますがけれどもおおむね確保されていることが分かります。引き続き、このような予算・決算の情報を今後も提示していただいて、説明責任を果たしていただければと考えます。

最後に4ページ、今後の手続ですが、この評価の案をお認めいただければ、主務大臣として、文部科学省、経済産業省とともに原子力機構へ内容を通知し、公表したいと考えております。

説明は以上です。

○更田委員長

御意見、御質問はありますか。

○田中委員

3ページの「2-3 今後の課題・指摘事項」に4点書かれているのは重要なことだと思うのですが、これは別添で示された国立研究開発法人審議会の意見も参考にしながら、原子力規制委員会として書いたということですね。（事務局首肯）

三つ目の視点については、遅延が発生しており、計画の達成は困難であると言わざるを得ないと。別にこれは審議会の意見のところではそこまで明確に書いていないのだけれども、そういうのを参考にして、原子力規制委員会としてはこれを今後の重要な課題として言うということによろしいのですか。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課の遠山です。

この課題・指摘事項は、御指摘のように外部の審議会の先生方の意見を参考としておりますが、今の部分につきましては、原子力規制庁としての意見でございます。

単年度の計画としては特に遅れというわけではないのですが、中長期の計画としては遅れている状況にありますので、是非挽回をしてほしいという意図でございます。

○田中委員

分かりました。

これは、原子力規制委員会がやっている安全研究とも関係するところがあるかと思うのです。言ってみれば、我々の安全研究に対する課題というか指摘でもあろうかと思えます。

○更田委員長

ほかにありますか。

石渡委員。

○石渡委員

評価軸④に関係したところなのですけれども、別添に示されている審議会の意見では、論文等で研究成果を適切に発信していると評価できると書いてあるのですが、原子力規制委員会の評価案では、「2-3 今後の課題・指摘事項」において「従事者数に比べると十分とはいえず、」ということになっているのです。

これは評価が分かれているわけで、どの程度やればいいのかということかなり微妙なところだと思うのですけれども、具体的に従事者数に比べると、1人当たりでどの程度の論文数になるのですか。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課の遠山です。

39ページに、予算とともに人員の数が示されておりますが、令和元年度の時点で84名の人員がございます。ですので、論文96報とすれば1人1件以上あるのですけれども、査読付論文としますと78報になりますので、1人1件以上は欲しいなという意図でございます。

○石渡委員

具体的な数字で言うとそういうところだということですね、分かりました。

○山中委員

JAEAの安全研究の評価についてのコメントでございますけれども、まず、人材育成については非常に熱心に取り組んでいただいていますし、大学との連携も積極的に進めていただいている。石渡委員から少しコメントがございましたけれども、成果の公表で、論文数が少ないという評価が記載されてございますが、おおむね1人の研究者当たり1報程度の論文を投稿していただいているので、大型装置を維持・管理している安全研究センターの業績としては、私自身はおおむね合格かなと。

大学のようないわゆるある程度研究教育に専念できるような機関ですと、1人当たり3報程度などというのは理系では要求されるところでございますけれども、おおむね結構かなと思うのですが、有識者のその他の御意見の中に、従事者数当たり1報程度では少ないねというコメントがございますので、ここに書くことには異議は申しませんが、おおむね私は合格点かなと思っております。

最後に、予算と人員についてはきちんと報告いただけたと思うのですけれども、質問なのですが、少し心配なのが、若手の研究員がこれから定期的にきちんと採用できているの

かどうかは人員の数の変化だけでは読み取れないので、少し教えていただければなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課の遠山です。

資料の最初（1ページ）の評価軸①のところに、職員を8名採用したと書いておりまして、実際は、定年で退職される方がいるわけで、それを補充しても84名ですし、退職された方の中には、引き続き立場を変えて支援していただける人もいると聞いておりますので、実質的には強化が図られていると私どもは考えております。

○山中委員

今伺った限りにおいては8名ということで、おおむね毎年10名弱ぐらいの若手はこれからも採用できるだろうという見込みでしょうか。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課の遠山です。

JAEAの人員採用のところまで踏み込んでという感じのところは言いにくいですが、今までの実績を見ると、そのように期待をしております。

○山中委員

ありがとうございます。

○更田委員長

ほかにありますか。

私から一言言うとなれば、3ページ目の今後の課題・指摘事項の冒頭に出てくる文章で、「おおむね、安全規制のニーズに適合した技術支援・安全研究がなされているものと判断できる。」と書かれているのだけれども、ここは常に危機感というか、変わらなければいけないという意識を強く持つてもらわないと。

研究というのはどうしても慣性、（すなわち）イナーシャの大きなもので、特に専門家であれば専門家であるほどその専門分野にスティックする、固執する部分があつて、自分の得意分野で仕事をしたいというのは本能みたいなものですが、ただ安全研究に関して言えば、そこはある程度ニーズに合わせて変化していかなければいけない。

今、成果として上げられているもの、それから原子力規制庁からの受委託も過去からのイナーシャにどうしても縛られている部分があるので、原子力規制庁からの委託をやっているからニーズに応えていますというのは、そのように言われては困るなと思っています。

成果として上げられているもの、それはもちろん基礎的な力を維持するという意味で変えてはならない部分というのはあるのはあるのだけれども、やはり東京電力福島第一原子力発電所事故の以前からやっていたことを急には変わらないで、もうこれだけ時間がたっているのだけれども、続けているというものがまだまだあるし、安全研究センターの変わり方に関しては、私はまだ十分ではないと思っています。

更に言えば論文数だけでも、それも優先順位に照らして、十分な変化を達成できている

かという視点から見たらまだまだ不十分な部分が多いと思いますので、そういった意味では、評価はAなり何なりという評価なのだろうけれども、大きく変えてもらいたい部分もあるし、以前できていたことで今できていないけれども、本当に必要なもの、例えば事故故障事例研究なんていうのは極めて優れた研究者を失った、それを取り戻せないでいるのですね。これは仕方ないよねと手をこまぬいているようなところがあるので、こういったところは難しいのは分かるけれども、それでも手をこまぬいていてもらっては困ると思っています。

ほかに御異論なければ、事務局から提案があったこの評価を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○更田委員長

それでは、別紙の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の令和元年度における業務の実績に関する評価について、共管部分における主務大臣の評価を事務局案のとおり決定します。ありがとうございました。

四つ目の議題は、「日本電気協会の『原子炉圧力容器に対する供用期間中の破壊靱性の確認方法』及び『フェライト鋼の破壊靱性参照温度 T_0 決定のための試験方法』に係る技術評価の結果について」です。説明は、技術基盤課の遠山技術基盤課長と佐々木企画調整官から。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課の遠山です。

これは、令和元年度に行いました民間規格の技術評価に関するものであります。対象としましたのが日本電気協会の今御紹介がありました2件の規格でありまして、一つ目が「原子炉圧力容器に対する供用期間中の破壊靱性の確認方法」、JEAC4206-2016というものです。長いので、この後は「破壊靱性の確認方法2016」と呼ばさせていただきます。二つ目が「フェライト鋼の破壊靱性参照温度 T_0 決定のための試験方法」、JEAC4216-2015。これも短くして、「参照温度試験方法2015」と今後呼ばさせていただきます。これらの技術評価につきましては、検討チーム（原子炉圧力容器に対する供用期間中の破壊靱性の確認方法等の技術評価に関する検討チーム）を設置いたしまして検討を行いましたので、その結果を報告いたします。

「2. 検討の経緯」ですが、検討チームには山中委員をはじめとし外部委員の3名の方にも加わっていただきまして、6ページの別添1にあるような構成員で検討を行い、会合は都合6回行いました。最後の6回目は本来であれば本年3月に実施するはずでしたけれども、諸般の事情から時期がずれて、今回の報告となりました。

検討チームの技術評価の内容でございますが、その内容自体は「別添5」として15ページ以降に約200ページのレポートとしてまとめてあります。

その概要をここで御紹介いたします。まず初めに、破壊靱性の確認方法2016、一つ目の

規格の評価の概要です。現在、技術基準規則解釈（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈）第14条では、日本電気協会のJEAC4216-2007、2007年版の破壊靱性の試験方法を参照しております。今回2016版に変更されたわけですが、その変更点の主なものは「別添2」として表に整理してございます。約16項目ございます。

その技術評価の要点を2ページ、3ページにまとめてございます。大きく分けて三つの分野でまとめておまして、一つ目がマスターカーブ法というものを取り入れた破壊靱性の遷移曲線の扱いについてであります。

2007年版の試験方法では、加圧熱衝撃、（すなわち）「PTS」の評価に用いる破壊靱性の遷移曲線というのは、監視試験で実際に得られたデータの下限を包絡するような形で設定しておりました。今回の提案では、これに代えましてマスターカーブ法という考えを取り入れて、遷移曲線としては新たにコンパクト試験に基づく参照温度 T_0 を用いる式と、シャルピー衝撃試験の結果から算出する T_{r30} という基準温度を用いる式を規定しております。

この技術評価においては、この考えが研究の成果を反映したものであるということは認識した上で、国内で使っているプラントの材料に適用が可能であるかという点等について検討を行いました。その結果、幾つかの点で十分な確認が行えなかったというものであります。

まず一つ目は、この（破壊靱性の確認方法）2016で規定された破壊靱性遷移曲線の式というのは、理論的な式の周りに統計的なばらつきがあるということでデータを整理しているのですが、その信頼下限の5%という値の根拠が十分に妥当であるかどうかの説明がされなかった。

2番目に、この2007年版と2016年版の式を比較しますと、材料によってデータの包絡性に差があった。この部分についても十分に確認ができなかった。

三つ目に、データ数が少なくて検討が十分ではないと言えるような材料に対して適用できるのかが確認できなかった。

四つ目に、補正をする部分がございますけれども、中性子照射量に依存するにもかかわらず、ある一定の区域の中性子照射量のデータに基づいて、補正のデータを算出している部分の理由も十分には確認できなかったと。

二つ目の観点ですけれども、評価を行うに当たって原子炉容器の内部にクラッド溶接というのが行われておりますが、この部分を考慮した仮想欠陥の想定についてでございます。

従来は、原子炉容器の内部に長さ60mm、深さ10mmの欠陥を想定して評価をする際に、クラッド溶接の部分については強度として考慮しないという評価を行っているのですが、今回の提案では、この部分も考慮して評価すると変更しております。

これについては、二つの点で確認が十分でなかったということですが、用いるクラッドの材料特性について、国内の場合どのような材料特性を設定するのかという方法が規定されていなかった。

また、欠陥の扱いですけれども、その方向を従来から変えているのですが、これが妥当

かどうかということについての説明が十分ではなかった。

三つ目の観点として、原子炉容器の健全性を評価する際の許容基準として、材料が持っている破壊靱性の遷移曲線と加圧熱衝撃であるPTSのときに実際に経験するであろう状態遷移曲線と交差する場合の基準を設けた、つまり交差してもその後評価ができるという形にしているのですけれども、これについては、照射をした材料においても成り立つかについての確認が十分に行えなかったという点がございます。

二つ目の民間規格であります参照温度試験方法2015につきましては、コンパクト試験片と呼ばれるもののミニチュア版を使って、試験によってデータを取るというものでございまして、4ページでございましてけれども、これについては技術的な説明で内容の多くの妥当性を確認することができました。一部に不十分な点がございましてけれども、多くの点については妥当であるということが確認できております。

これらの評価を行った結果は、プロセスも含めて全て公開で検討チーム会合として行いましたが、その場に参加していなかった事業者から、一通りの検討が終わった後に意見を求めました。その結果は別添4として、13ページにあるペーパー（資料）を受領しております。

この内容は、事業者の皆さんは今回の検討の結果を受けまして、データが少し足りなかったという点については、今後必要なデータの拡充や技術根拠の整備などに対し対応を検討して、進めていきたいという意見表明がされたものでございます。

今後の対応でございますが、一つ目の規格、破壊靱性の確認方法2016につきましては、先ほど申しあげました検討結果から、現時点では規制における適用性を判断することは時期尚早であると。したがって、技術基準規則解釈への引用は見送ることとしたい。ただし、今後更に技術的検討が行われてこの規定が改訂された場合には、再度技術評価を行うと。

二つ目の規格であります参照温度試験方法2015につきましては、おおむね妥当性は確認されておりますが、現時点ではこの規格は、先ほど申しあげました（破壊靱性の確認方法）2016にのみ引用されております。したがって、今後この（参照温度試験方法）2015が引用されるような規格を再度技術評価する際に、併せて規制への適用性を確認することとしたい。

3番目に、先ほど「別添5」として申しあげましたこの検討チームの検討結果は、過去に行いました技術評価書と同様に、原子力規制委員会のウェブサイトで公開したいと考えています。

四つ目ですが、この破壊靱性の確認方法2016については、今後改訂版の技術評価をする際に、また（参照温度試験方法）2015については、産業界としては今後別の規格で引用することも考えているという情報もございまして、この規格が引用された規格の技術評価をする際に、今回の評価内容を含めて、その際、技術基準規則解釈などの一部改正を行う場合に、パブリックコメントを求めることとしたいと考えています。

説明は以上です。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

山中委員。

○山中委員

検討チーム会合に出席させていただいておりました。

本技術評価につきましては、外部の有識者の先生方、それから技術支援機関であるJAEAの方々には大変お世話になりました。この場を借りて、改めて御礼を申し上げたいと思います。

破壊靱性の確認方法についての技術評価の中で、まずマスターカーブ法を取り入れた評価の適用性の議論が行われましたけれども、統計的手法による破壊靱性データの評価方法そのものは、工学的な方向性としては、私自身は妥当なものであると考えておりますし、ATENA（原子力エネルギー協議会）からも丁寧な説明がなされたと思っております。

ただ、残念ながら提案された材料について十分なデータが得られているということは言い難くて、今後中性子照射データの拡充が期待される場所であると考えています。

また、試験方法の評価については、その妥当性が提案された多くの方法で検証されたと考えております。

この後の本技術評価への対応方針について、この場で御議論いただければと考えています。

私からは以上です。

○更田委員長

ほかにありますか。

田中委員。

○田中委員

2016につきましては、確認が十分に行えなかったという点が何点かあるということであって、そこを踏まえて今後の対応案でいいと思います。

1個だけ質問なのですが、マスターカーブ法については米国機械学会（ASME）でも使っているのですが、ASMEで使っている対象範囲と電気協会が言っていた範囲とは違うのですか。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課の遠山です。

2ページの下注に書いてあるのですが、ASMEは、検査で確認をする際に破壊靱性の式としては使うと。しかし、PTSの評価としてはまだ認めていないという状況と理解しています。

○佐々木長官官房技術基盤グループ技術基盤課企画調整官

技術基盤課の佐々木です。

補足させていただきますと、今、アメリカが使っているのは欠陥評価という、亀裂を検

査して発見した後に、それが進展するかどうかを評価するときの破壊靱性値として使えるようになっておりまして、アメリカは今回のようなPTS評価には使っておりませんで、日本の日本電気協会は、欠陥評価ではなくて、PTS評価の方に用いているということで、使っている分野が違うとなっております。

○田中委員

分かりました。

○更田委員長

ほかにありますか。

私からも幾つか。一つは論点として挙げられているもの、ほとんどは電気協会側が解決すべきものなのかもしれないけれども、規制側が考えなければならない部分、例えばマスターカーブ法で、破壊靱性遷移曲線で95%信頼区間の下限を取っていると。95%信頼区間の下限でいいのかどうか。これは立証したり、立証のための材料を示すのは電気協会側かもしれないけれども、最後は決めの問題でもあるので、そういった意味では、必ずしも全て電気協会側が今後解決すべきものでもなくて、むしろ双方の意見交換というか、インタラクションを続けないと解決できないものがあるだろうと思うので、それは続けてくださいというのが一つのコメント。

もう一つは、実際として解決しないと困るのではないかとというのは、将来にわたる健全性を確認しようとしたときに、監視試験片が足りないのではないかと。だからこそミニチュアコンパクトという試験片が提案されているのだろうけれども、確かに寸法の効果というのは非常に大きいので、十分な検討は必要だけれども、監視試験片足りない問題というのは非常に大きな問題で、データが十分でないがために、ないから将来の健全性について確認できないと。もし本当にそうならばそうであるし、これは双方しっかり検討が必要なものだと思います。これが二つ目。

三つ目は、確かに専門の方々に参加いただいて検討されているのですけれども、例えば通しの36ページ、PTSの状態遷移曲線に係る議論があるのだけれども、これはここにいる検討チームの守備範囲かなというのと、実際どうだったのだろう。例えばCFD（数値流体力学）を使いますとあって、CFDについては品質の維持が規定されているので、規定にのっとっている限りはCFDを使ってもいいよというのだけれども、これは畑違いではなかったのかなというのが質問です。

○佐々木長官官房技術基盤グループ技術基盤課企画調整官

技術基盤課の佐々木です。

非常にコアな専門ということでは、そうかもしれませんけれども、今回入っていただきました外部の先生方は、関連する研究の中で、いろいろな技術的なことに精通していらっしゃいましたので、第一の専門ではないかもしれませんが、違和感のあるようなことではなかったと認識しています。

○更田委員長

失礼ながら、違和感があります。

山中委員、いかがですか。

○山中委員

確かに更田委員長の言われる側面もあるかと思いますが、材料の健全性評価という観点で言うと、3人の先生方は非常に適切であったかなと私自身は思っております。

○更田委員長

3人の先生方のことを言っているのではなくて、こういう規格基準は前提を一旦立てると、その前提を疑わずに、その下流側というか後段側の詳細に関して非常に綿密な議論を加えるというケースがあるのだけれども、一番大事なのは前提が正しいのかというところであって、PTSの状態などというのは、言ってみれば入り口ですよ。何について、どういう状態について耐えなければならないのかという検討をしましょうという話なので、ここは与えられたものなのだとって検討されると、非常に怖い。

むしろ、与えられているお題が正しいのかどうか。私は、PTSは本当にそうか、あるいはPTSを監視試験片なりコンパクトテンションなりシャルピーなり何なりで破壊靱性を見ているけれども、本当にLOCA（冷却材喪失事故）時の挙動に対してこれでいいのかという大元の部分を考えているかなというところの方にむしろ関心を持っています。

というのは、与えられたお題の中で詳細化して、それを検討するという事は、割と日本人は得意と言ってもいいかもしれないけれども、大元のお題の与え方がこれでいいのかというところの検討はどこでやっているのだろうと。この議題で話をするのは気の毒かもしれないけれども、どうですか。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課の遠山です。

ちょっとピントがずれているかもしれませんが、この検討では、破壊靱性といういわゆる材料の特性あるいはその予測に関して深く検討していく部分と、PTS評価という、プラントが経験する荷重の条件、今おっしゃっているのは後者の方についてだと思っております、おっしゃるとおり、昔からですがかなり保守的な条件設定をしていて、バランスが本当に取れているのかどうか、逆にそこを産業界としてはチャレンジしてきているという状況なのではないかと思っております。

したがって、冒頭ございました信頼度下限5%の取扱いというものも、物性値のデータを統計的に扱う場合の信頼度下限という考えと、それから、PTS評価として、全体像としての安全性を確認するのをどこまでとするかというのは、本当は分けた上での総合判断があるところだと考えております。

○更田委員長

それが認識されていればいいのですが、常に注意喚起をしておきたいと思っていて、確かに難しいのは、確かに大LOCA（大破断LOCA）さえやっておけばいいやというものでもないと思っていて、私はその後の経緯を追っていないけれども、米国のTBS（遷移破断

サイズ) はその後どうなりましたか。Transition Break Sizeは結局頓挫したところまで知っていますけれども、その後、頓挫したままですか。

どうぞお答えください。

○山田長官官房核物質・放射線総括審議官

核物質・放射線総括審議官の山田です。

私の承知している限り、頓挫したままです。

地震が起きたときのブレイクはどうかの、そのデータがどうだという議論は、何年も前にそこでスタックしたまま、その後何も聞いておりません。

○更田委員長

たしか米国原子力規制委員会(NRC)はディアス委員長の時代だから、ひょっとすると20年かな。けれども、NRCの事務局は数年間にかけてLOCAの想定について議論を重ねて、そして提案して、ACRS(米国原子炉安全諮問委員会)に1日にしてひっくり返されて、そこで止まって、その後はないということらしいですね。

この議題で言うのは本当に気の毒であるけれども、だけれども、事故なり異常状態の想定、そもそも最初の部分が正しいのかというのは。状態遷移曲線に係る記述があるので申し上げましたけれども、そういった点は常に意識してもらいたいと思います。

ほかにありますか。

石渡委員。

○石渡委員

専門外なのですが、一つ教えてほしいのですが、3ページの上の方、(2)の②なのですが、溶接金属に対する仮想欠陥の方向として、従来軸方向としていたのを溶接線方向にしている。これはある意味、90度違った方向を想定するということだと思えるのですが、こういうのは経験的にはどっちに入りやすいとか、そういうことがあるのではないかと思うのですが、どっちでもいいようなものなのですか。その辺のことがよく分からないので、御説明いただけませんか。

○佐々木長官官房技術基盤グループ技術基盤課企画調整官

技術基盤課の佐々木です。

今、お尋ねがありました件では、日本電気協会の説明にはありましたが、基本的に実際の発生としては溶接線の方向に欠陥ができると。それが普通ですので、その溶接線の方向に変更したという説明でした。

軸方向は縦ですので、そっちで計算した方が保守的という考え方もありますし、実際に溶接線方向へ発生しているわけですから、溶接線方法で計算するのが正しいという考えもありますので、技術的な根拠さえ説明していただければ、溶接線方向で別に問題ないと思います。

○石渡委員

今のお話だと、溶接線方向にすると安全側ではなくなるということですか。

○佐々木長官官房技術基盤グループ技術基盤課企画調整官

原子力規制庁の佐々木です。

安全側ではなくなるというか、現実には即した評価になると思います。

○石渡委員

もし差が大きいのであれば、二つの方向を仮定して計算すればいいのではないかと思うのですけれども。

○佐々木長官官房技術基盤グループ技術基盤課企画調整官

原子力規制庁の佐々木です。

今おっしゃられたことはそのとおりだと思っておりまして、(別添5の)技術評価書(日本電気協会 原子炉圧力容器に対する供用期間中の破壊靱性の確認方法 (JEAC4206-2016) 及びフェライト鋼の破壊靱性参照温度 T_0 決定のための試験方法 (JEAC 4216-2015) に関する技術評価書)の方には、そういう検討も必要ではないかということに記載させていただきました。

○石渡委員

そうですか。

○更田委員長

これは評価書といっても、課題を挙げて仕掛かりというものをいっぱい含んだ評価書なのですけれども、この規制庁の提案、今後の対応についても資料で触れていましたけれども、これを了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

それでは、今後の作業を続けてください。

本日最後の議題ですが、「令和2年度第1四半期における専決処理について」。児嶋総務課長から。

○児嶋長官官房総務課長

総務課長の児嶋でございます。

それでは、令和2年度第1四半期における専決処理につきまして、御報告いたします。

資料5の冒頭の2枚に基づいて御説明いたします。

令和2年度第1四半期の専決処理でございますが、合計で118件でした。

大きな制度改正を反映するような場合に専決処理というのは190件とか200件ぐらいになるのですけれども、そうでなければ大体120件前後でございます。そういう意味では、今回(今年度の第1四半期)、4月、5月は新型コロナで在宅勤務する者が多かったのですけれども、件数を見る限りはおおむね通常の四半期の処理件数に落ち着いているところでございます。

それでは、それぞれの類型につきまして、簡単に御説明させていただきます。

まず、1.の原子炉等規制法の関係で、「(1)原子炉施設等に係る保安規定の変更の

認可関係」は16件でした。

例でございますのは、別表の1番でございますけれども、(JAEAの)原科研(原子力科学研究所)で、放射性廃棄物の入ったドラム缶の健全性確認を行う関係で、保安規定を変更認可するものでございました。

これ以外にも4件ほど、別表の中でございますが、新検査制度(原子力規制検査)の見直し(※正しくは、施行)に関して、関連して保安規定を変更しているものもございました。

「(2)原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係」、53件でございます。これは通常よりも少し多めなのですけれども、昨年2月13日に核物質防護に関する(関係)規則改正が行われまして、その反映をしたものが影響していると考えられます。

続きまして、「(3)廃止措置計画の変更の認可関係」、これは1件でございます。

この事例にありますもんじゅにつきまして、模擬燃料体を部分装荷とする変更に関する変更認可関係でございました。

続きまして、「(4)核燃料物質の使用の変更の許可関係」は2件でございました。

こちらの例にありますのは日本核燃料開発で、使用する核燃料物質の種類や数量を変更するものです。もう一つ、使用する機器を変更するものでございました。

「(5)核燃料物質の使用者に係る合併の認可関係」は1件だけでございました。

事例にありますのは、いわゆる民間の計測機器の会社が関連会社と合併するというものでございました。

「(6)核燃料物質の使用に係る保安規定の変更の認可関係」は1件でございました。

この例に出ておりますのは、一番上の(1)の事例と全く同じでございまして、いわゆる原科研のドラム缶の健全性確認のための保安規定の変更認可関係でございました。

「(7)核燃料物質の使用に係る核物質防護規定の変更の認可関係」は8件です。

8件のほとんどは工事に伴うものですが、先ほど上の(2)で申し上げました(関係)規則改正に伴う変更認可関係も2件含まれてございます。

2ページ目、「(8)国際規制物資に係る計量管理規定の変更の認可関係」は28件です。通常の一四半期はおおむね10件前後なのですが、今回は20件近く増えております。これは必要な変更がなされていなかった国際規制物資(国規物)の使用者に変更を行うよう保障措置室から指導した結果、一時的に申請が増えたものでございます。

最後、「(9)東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可関係」は3件でございました。

2件は設備の変更に係るもので、残り1件は固体廃棄物の保管容量の変更に係るものでございました。

2番(2.)にございますRI法(放射性同位元素等の規制に関する法律)の関係でございまして。

(10)にございますが、5件でございました。いずれも放射線発生装置の新規設置また

は追加設置に係るものでございました。

私からは以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

○田中委員

「(8) 国際規制物資に係る計量管理規定の変更の認可関係」が今回28件と多いのですが、先ほど簡単に説明があったのですけれども、どうして今回多くなったのか、もう少し詳しくお願いします。

○筒井放射線防護グループ放射線防護企画課保障措置室室長補佐

保障措置室の筒井と申します。お答えいたします。

経緯から申しますと、元々、過去にも法改正や原子力規制庁への保障措置室の業務移管に係る事務連絡などは事業者に対してしていたのですけれども、一方で、炉規法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）上の区分、主に使用施設の、LOF事業者（「施設外の場所」（IAEA保障措置における「施設（原子炉、臨界実験施設、転換工場、加工工場、再処理工場、同位体分離工場又は独立の貯蔵施設）」に当たらないものであって、1実効キログラム以下の量の核物質が通常使用される構造物又は場所）を有する事業者）への査察が190事業者に対して1年で5件程度としか行っていなくて、そういう状況も踏まえて計量管理規定の状況を整理したところ、その結果、実態に合わない計量管理規定のまま変更手続をしてないLOF事業者が多く存在することが明確化しましたので、2018年5月に事業者に対して、計量管理規定を適正化しましょうという事務連絡を発出して、それ以降、LOF事業者による計量管理規定の変更認可申請の件数が増加しています。しかし、1年経過しても約100か所の事業者が未申請のままでしたので、2019年12月にメールや電話で再度見直しをお願いしますと要望したのです。そういうところで、本年に入ってこういう申請が増えたというところがありまして、それが直接の理由でございます。

2019年12月に再度、（計量管理規定の）適正化をしてくださいとお願いをしたことで、今年に入って変更認可申請が増えているという状況でございます。

○田中委員

状況は分かりましたが、国際規制物資も少量のものをどうするかというのはもちろん事業者も大変ですし、我々としてもそれをどのように見ていくかも大変ですから、これはまた大きな問題かと思えます。

○更田委員長

少量国規物は今どこかで現存していたのか。確かに田中委員が言われるように、問題だとは思っただけけれども。

○荻野原子力規制庁長官

今、お尋ねのあった計量管理規定の変更につきましては、いわゆる少量国規物をどうするかということではなくて、計量管理規定の中でかなり形式的な改正をしていただくもの

があって、例えば連絡先の役所の名前がまだ文部科学省のままであったりとかいうもろもろがあって、ですから、計量管理自体がおかしいということではないのですけれども、文書整理に近いものがありまして、それを順次処理していくということなのですけれども。そういうものであるので、若干一遍にというわけにはいかなくて、滞りがありましたので、去年12月にとにかく早く申請をしてくださいということをしたために、積み残しというものが出てきたというのが、この28件の御説明ではあります。

○片山原子力規制庁次長

次長の片山です。

少量国規物の集約管理のことをおっしゃっているということによろしいですか。（田中委員首肯）

少なくとも今、個人で管理をされている方というのは、大学等の御協力も得ながら、集約管理ができるようになってきていると思っております。

SG室、（すなわち）保障措置室の方で一度、原子力規制委員会にアンケート結果を御報告したかと思っておりますけれども、そういうところで、御協力いただけそうな公的機関をなるべく見つけた上で、特に管理を離れやすいというか、そういうリスクがある使用形態になっておられる方々のものを、そういう管理が行き届いた施設に移し替えていくということは、過去から残ってきたものは大分片付いているはずですし、とはいえこの手のものはいつも新規の案件が出てまいりますので、その都度対応していただいているということかと思っております。

○更田委員長

では、むしろ定常業務化しているという形ですか。

○片山原子力規制庁次長

おっしゃるとおりでございます。

○更田委員長

ほかにありますか。

石渡委員。

○石渡委員

申請の日付をずっと見ていきますと、おおむねタイムリーに認可の処置がされていると思うのですが、（2）の中に2件ぐらい、平成27年に申請された（ものがあり）、もう5年たっているわけですけれども、これはトラブルか何かがあったということですか。あるいは、何か認可が難しい部分があったということですか。

○成田長官官房放射線防護グループ核セキュリティ部門管理官補佐

核セキュリティ部門の成田でございます。

ただいま御質問がありました平成27年に申請があったものについて、その後、特重施設（特定重大事故等対処施設）の許可等の対応をまず先行させたということ、それから、その後続く保安規定の認可といったものを踏まえて、核物質防護（規定）の変更認可申請

の審査を進めていったということでございます。

○石渡委員

では、特重施設関係ということで、特殊な事情があったと理解していいわけですね。

○成田長官官房放射線防護グループ核セキュリティ部門管理官補佐

そのとおりです。

○更田委員長

ほかにありますか。

議題と関係ないのですけども、「イの一番」（資料の最初）に出てきたので、田中委員、原科研のドラム缶（の健全性確認）はその後順調なのですか。（担当は）山中委員でしたか。

○山中委員

順調に進んでいると思いますし、処理場については審査をしているところだと思います。何かありますか。

○更田委員長

ドラム缶（の健全性確認）のときに、50年かかると言っていたものが、努力によって5年でできるようになったという（ことがあって）、それから、原科研と旧大洗工学センター（現大洗研究開発センター）、とにかく東海（原科研）と大洗（研究開発センター）でドラム缶の巡視点検等も随分違いがあって、無駄とは言わないけれども、大洗（研究開発センター）の方で慎重過ぎるようなやり方を取っていて、そこら辺は是正されたのかなど。ただ、（山中委員は）原科研を見ておられるから、大洗（研究開発センター）の方は分からないですね。しかるべきようになってくれればと思うのですけれども。

それでは、これは報告を受けたということによろしいでしょうか。ありがとうございました。

本日予定した議題は以上ですけれども、先般の台風10号の原子炉施設への影響について、古金谷緊急事案対策室長、村山監視情報課長から。

○古金谷長官官房緊急事案対策室長

緊急事案対策室長の古金谷でございます。

「配付資料」ということで1枚お配りしているかと思っておりますけれども、この週末から月曜日にかけて九州地方を中心に被害が出ました台風10号の原子力施設等への影響についてということで御報告したいと思います。

まず、原子力施設の関係については、特に異常あるいはトラブルといった情報は一切ないということでございます。事業者の方でも巡視点検して、異常がないということを確認していると聞いてございます。

一方で、モニタリングポストの関係でございますけれども、玄海原子力発電所の周辺のポストで2局、次の（ポツの）川内原子力発電所の方では周辺のものうちの1局が、一時測定できないという状況になってございました。

玄海原子力発電所の方の2局については復旧しました。川内原子力発電所の方の1局は、甌島（こしきしま）の方でございます。今日、鹿児島県の方で代替機を設置するというのを聞いておりますので、測定が再開できるという見込みになってございます。

なお、モニタリングポストの測定については、特に異常な値は観測されなかったというところでございます。

以上、報告いたしました。

○更田委員長

本件はよろしいですか。

伴委員から。

○伴委員

ありがとうございます。

モニタリングポストですけれども、上の二つ、串局と壱岐空港局というのが停電解消により復旧となっているのですけれども、これはバックアップの電源がなかったということなのか、停電によって通信ができなくなったということなのか、どっちなのでしょう。

○村山長官官房放射線防護グループ監視情報課長

監視情報課長の村山でございます。

いずれも、基本的に停電に備えた設備はあるはずなのですけれども、欠測になっていきますので、原因については今後自治体の方で調べるということになっております。

○石渡委員

この台風は、その後、朝鮮半島の方に進んだわけですから、韓国では、報道によると複数の原子力発電所が停止したということを知っております。

それについては、外国のことですので詳しい事情が報道では分からないのですけれども、来週でもよろしいので、分かる範囲で報告をしてもらえませんか。

○古金谷長官官房緊急事案対策室長

緊急事案対策室長の古金谷でございます。

了解いたしました。

報道で知る限り、何か所か外部電源が喪失して、（非常用）DG（ディーゼル発電機）が立ち上がってというところで、原子炉トリップしたとかそういう情報は聞いておりますけれども、まとめて来週にでも御報告させていただきたいと思っております。

○更田委員長

来週とは限らないと思えますけど。

韓国の規制当局とのチャンネルはありますので、照会する、問い合わせることはできると思えます。ただ、相手のあることなので、すぐ返ってくるかどうか分からないので、情報が得られたら報告をしてください。

○古金谷長官官房緊急事案対策室長

承知いたしました。

○更田委員長

ほかにありますか。よろしいですか。

村山課長。

○村山長官官房放射線防護グループ監視情報課長

監視情報課の村山です。

1点、補足的な報告をさせていただければと思います。

環境放射線モニタリングに関しましては、各モニタリングポストのデータを集約し、公表するシステムの更新を進めております。

前に（令和元年5月29日原子力規制委員会で）、次期システムの運用開始を本年10月とお知らせしておりましたが、その後、新型コロナウイルス感染症などの影響によりまして、運用開始が来年1月頃になる見込みとなっております。

この次期システム、ラミスあるいはNRAラミスといった名称を考えておりますけれども、その運用開始の際には、改めて原子力規制委員会に報告いたします。

○更田委員長

御意見はありますか。

これは監視情報課というよりは、どちらかというシステム整備の方の問題で、メーカーが受注をして整備を進めているものだと聞いていますけれども、新型コロナウイルス感染症対策のインパクトがあつてということですのでけれどもいずれにしろ、新システムと現行システムというのはしばらく重ねて運用するものなので、数か月の遅れが影響を与えるものではないと思いますので、しっかり進めてもらいたいと思います。

本件についてはありがとうございました。

それから、（配布資料の）「原子炉施設等におけるトピックス」ですが、（1ページ目の一番下の）「<その他>」のところに書かれている関西電力大飯発電所3号機加圧器スプレライン配管溶接部における有意な指示について、杉本安全規制管理官、金子審議官から。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官（専門検査担当）

専門検査担当の安全規制管理官、杉本でございます。

それでは、現在定期検査中の大飯発電所3号機につきまして、本年8月31日から供用期間中（検査）のチーム検査というものを実施していた際に、関西電力から、定期事業者検査の中で実施した超音波探傷検査、「UT検査」といいますが、それにおきまして有意な指示が見つかったという情報がもたらされました。現場においても状況の確認を行うとともに、その後、原子力規制庁においても、関西電力とさらに昨日までに面談を3回行って、状況を確認してきたところでございます。

ここで本件について、現在の状況を簡単に御報告させていただきます。

まず、昨日（9月8日）の関西電力との面談で提供された資料の抜粋を基に御説明したいと思います。2ページ目のポンチ図を御覧ください。1次冷却材系統設備の概要図です

けれども、本年8月31日のUT検査で有意な指示が出たというのは、Dループの1次冷却材配管のうちの1次冷却材ポンプ、(すなわち)「RCP」から原子炉に戻る配管、コールドレグとっておりますけれども、その途中から出ている加圧器スプレイラインというのがありまして、コールドレグについている管台と加圧器スプレイ管のエルボ部の配管とつなぐ溶接部ということです。

3ページ目に指示の状況の図がありますので、そちらを御覧ください。関西電力は傷の形状を確認するために、第2段階の検査の過程に進んで、より詳細に調査をしまして、そこで分かった結果が図示されております。

左上の図を見ていただきますと、亀裂は加圧器スプレイラインのエルボ部とコールドレグにくっついた管台との溶接面の辺りのシーニング部で、左下の図に配管の断面図がありますけれども、向きで言うと、曲がった配管の背中側の内側、亀裂の長さは周方向に67mmと評価されています。

右上の方に配管の縦切りの断面図がありますが、亀裂は加圧器スプレイラインのエルボ配管と管台の溶接部付近の内側から始まって、溶け込み部を通過して、溶接金属、黒いハッチング(塗りつぶし)が溶接金属ですけれども、それに沿って進展しているものと評価されております。

亀裂の深さとしては、配管の厚みが14.0mmに対して、内面からの垂直の深さが4.6mmということですが、亀裂が斜めにずっと走っているので、亀裂の道のりはもっと長いのかなと思っております。

関西電力は、この亀裂の原因がシーニング加工によって母材の表層が固く加工されてしまったということで、応力腐食割れ、(すなわち)「SCC」が発生したものであると。これを強加工SCCと呼んでおりますけれども、そういうものであると推定しております。

資料の4ページ以降、7ページまで付けておりますけれども、そのうち7ページ目を御覧ください。そこに記載してありますように、関西電力は維持規格に基づく評価フローに従って、技術基準への適合性を確認したとしております。

右側の3.に記載してありますように、今後10年間の亀裂進展評価と進展評価を踏まえた破壊評価も行っております。

その結果としましては、今後10年間運転を継続した場合の亀裂の進展量は、SCCによる進展と疲労による進展を合わせて「3.5mm+0.5mm」で4.0mm。長さにおいては「6.0mm+1.0mm」で7mmに進展するとしておりまして、現在の亀裂寸法を合算すると、深さが8.6mm、長さが74mmの亀裂になるという評価をしております。

それを考慮しました破壊評価では、通常運転時や地震時の荷重に対して許容される曲げ応力などを評価した結果、判定基準を満たして健全性が確保されているため、継続使用が可能であるという判断を関西電力としてはしているということでございます。

なお現在、大飯発電所3号機は定検(定期検査)中ですが、下の方にまた書いてありますが、定検が終了して、1サイクル運転した後の次回の定期検査において、関西電

力はこの部分の取替えを行って、切り出した部分をよく調べて、原因調査を実施するということ、そして、それまでの大飯発電所3号機の運転を継続する間は、漏えいを検知する特定パラメータの集中監視を行うとともに、この部位を直接監視するカメラを新たに設置して、漏えいの監視強化を実施すると言っております。

この点に関しましては、本件が判明した当初に大飯発電所3号機の燃料装荷の工程が迫っていたということで、本件が大飯発電所3号機の定期検査の工程に影響があるのかどうかを原子力規制庁から聞いていたところなのですけれども、本年9月3日の第2回面談をした際には、関西電力が行った評価結果について、原子力規制委員会の理解を得た後に、次の工程である燃料装荷を実施するという回答をもらっていたところでございます。

以上が大飯発電所3号機の加圧器スプレイライン配管溶接部に発生した亀裂に関する概要と、それに対する関西電力の評価の内容でございます。

原子力規制庁としましては、これまでの面談で、どういったUT検査をしたのか、またその結果の詳細、そして関西電力が行った評価の内容やその根拠について、今、詳しく聞いているところなのですけれども、当方としてはまだ説明が不十分であると思っております、引き続き追加資料の提出や評価の根拠といったものについて、説明を求めていきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○更田委員長

御意見はありますか。

山中委員。

○山中委員

報告ありがとうございます。

PWR(加圧水型原子炉)の加圧器スプレイラインでのステンレス鋼配管の欠陥発生という事象の報告でしたけれども、PWRでのこのような事象の発生というのは、かなり珍しい事例であると考えます。原因はいろいろ考えられると思うのです。関西電力はSCCであると今のところ考えられているようですが、関西電力には、より詳細な検討・評価を指示するようにお願いいたします。公開の場で議論して、その結果を委員会に報告していただければと思います。

やはり欠陥の発生原因が一番重要であろうかと思えますし、亀裂進展速度もおよその評価は今日報告がございましたけれども、その評価でいいのかどうか、この辺りが重要になるかと思えますので、是非ともその2点は最低クリアしてほしいなと思えます。よろしくをお願いします。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官(専門検査担当)

専門検査担当の杉本でございます。

了解いたしました。

○更田委員長

ほかにありますか。

本件については、正に通しの7ページ、17ページにも同じフローチャートが出てきますけれども、このフローチャートにおける第2段階の欠陥評価というところなのだと思いますけれども。維持規格にステップが定められていると。ただ、維持規格の中では、BWR（沸騰水型原子炉）はともかくとして、PWRのSCCは亀裂進展速度が定義されていない。そもそも「PWSCC」、（すなわち）1次系のSCCに関しては、今後SUS（ステンレス鋼）等についても検討が必要だということは、関西電力のお膝元（外部組織）INSS（原子力安全システム研究所）等も指摘しているところではあったけれども、ただ、そもそもBWRに比べると、知る限り事例はないのか、ほとんどないのか、少し調べなければならないけれども。

維持規格はそもそもPWRについて、疲労はともかくSCCは想定外というか、少なくとも今までのところ視野の外にあったというところなので、今のところ第2段階の欠陥評価をするときの評価結果しか聞けていないように近いと思うのですが、例えばSCCによる亀裂進展速度の評価、それから、その後の破壊評価ですけれども、更に言えば、亀裂の位置からいって、SCCかどうかを完全に特定するのは無理ですよね。だからメカニズムが特定できなければ（いけない）という問題ではないと思っています、工学的に考えてSCCか疲労か、コーロドレグなので、RCP側なので、疲労ということもなくはないのかもしれないけれども、恐らくSCC、そして疲労の可能性も否定できず、初期欠陥はどうであったのか。10年前のISI（供用期間中検査）では有意な欠陥なり何なりがなかったのかというところを見る必要があるだろうと思いますし、10年間で4.6mmと言うけれども、いつ亀裂が入ったのかも特定するのはなかなか難しいでしょうし、繰り返しになりますけれども、SCCかどうか、破面を見れば一発なのでしょうけれども、破面を見られるわけではないので（難しい）というところだろうと思います。

ですから、一定程度、ある程度保守的にSCCと疲労を組み合わせ、それでなお亀裂の進展が（あるか）、それから次の定検で替えるという方針なのであるならば、1サイクルの間にどういうことがあるのかというところについてきちんと（調査する）。これは山中委員も言われたように、ヒアリングではなくて公開でやるべきで、検査について、公開の場でどうやるかというのは明確なルールがあるわけではないのでここで指示しますけれども、しかるべきメンバーをそろえて、審査会合や検討会と同じように公開の席を設けて、関西電力、場合によっては関西電力をサポートするベンダーの出席も否定をしませんけれども。更に言えば、細かくなりますけれども、SCCの亀裂進展を考えようと思ったら加工度とか、恐らくですけれども電共研（電力共通研究（原子力発電所を有する電力会社が共通で実施した研究））の成果等もあるだろうと思いますので、既に私たちも技術支援機関にパラメータサーベイみたいなのをしてもらっているところでもあるので、必要なデータはきちんと関西電力から提供を受けて進めたいと思いますので、まずは公開の会合をすぐにでも始めてもらえばと思います。

金子審議官。

○金子長官官房審議官

そうしましたら、検査の中で得ている情報の検査の継続という形にもなりますので、(検査の)担当の私の下で公開会合を開催させていただいて、また知見があり次第、原子力規制委員会にも適宜御報告させていただくということで、山中委員からもあったように、余り例のない事象でもあるので、世の中にきちんと情報共有をしていきたいと思います。

○更田委員長

では、金子審議官ヘッドで(体制を)組んでもらってということで。

進め方についてはよろしいでしょうか。

以上でよろしいですか。

それから金子審議官、ついでにはあるけれども、公開の会合は、審査だとかに関しては既に事例が積み重なってきているのだけれども、検査でどうするかというのは別途検討して、提案をしてください。

○金子長官官房審議官

承知しました。

また検討して、仕組みについてお諮りしたいと思います。

○更田委員長

ほかに何かありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で本日の原子力規制委員会を終了します。

ありがとうございました。